

## 後期高齢者医療短期証対象者の状況について

町民生活課

### 1 趣旨

7月月例報告会で報告しました後期高齢者医療制度被保険者証の年度更新にともなう短期証発行件数についての質問への回答です。

### 2 質問

「後期高齢で滞納が発生するという事は、特別徴収にならない普通徴収の年金額が低い人ではないか」

「該当者へは福祉事務所と連携して生活保護の認定してあげれば、保険料が生じないのではないか」

### 3 回答

9人の対象者について、滞納にいたる経緯を調べましたところ、生活困窮による保険料滞納ではなく納付忘れによるものでした。

また、現在5人が完納され通常の被保険者証を発行しております。

### 4 短期被保険者証について

後期高齢者医療制度では、昨年度の保険料滞納者へは、通常の被保険者証ではなく有効期限が短い短期被保険者証を発行しております。

後期高齢者医療制度では通常の被保険者証の有効期限が8月1日～7月31日となっており、一括発行を7月に行っております。

同じく短期被保険者証についても、第1回目の発行の案内を7月に行っております。

### 5 その他

今後とも税務課と福祉事務所とともに連携して生活困窮世帯に対応していきます。